

日蓮遺文における「乘急戒緩」について

野 中 隆 謙

はじめに

日蓮聖人（以下「聖人」と略称す）が「俱舍・成実・

律宗・法相・三論・真言・華嚴・淨土・禪宗・天台法華宗なり。^①」と述べているように、聖人在世当時、日本国には奈良時代からの俱舍・成実・三論・法相・華嚴・律の六宗をはじめ、平安朝の天台・真言の二宗、そして鎌倉期には念佛と禪が加わり、多くの宗派が存在していた。

聖人はこれらの諸宗に対し、遺文の諸処で釈尊の本意に背いたとして痛烈な批判を加えているが、その代名詞ともいえるものにいわゆる四箇格言がある。これは天台大師智顕の五時八教判により法華經以前の諸經、すなわち爾前經においては、十界互具・一念三千の法門と二乗作仏・久遠実成が説き顯されていない為に真の得益とならない。故に純円の法華經によらねば得道できないという

爾前無得道論を基盤として、聖人が諸宗に対し、「真言は國をほろぼす、念佛は無間地獄、禪は天魔の所為、律僧は國賊」^②と批判した語である。

真言宗は、死後の問題よりも現世の安穩を祈祷修法によって得ようとする。故に安國とは全く逆の亡國の徒であると規定し、大日經を不了義經、或いは小乗經、大日如來を小仏と貶し、佐渡配流以後は真言宗を批判の中心に据えている。

念佛宗は、当時の最も勢力ある一般信仰である。殊に聖人は立教開宗時より法然淨土教について大いに研究し批判しており、往生淨土をその目的としていることから、淨土とは正反対の墮地獄とした。

禪宗は、教下別伝不立文字を標榜して、經典を軽視するから仏心ではなく天魔の所為であるとし、聖人は立教開宗時より念佛と共に禪宗を批判している。

律宗への批判については、伝教大師最澄の大乗戒で

はなく、奈良朝以来の鑑真創立の四分律宗に対してであり、律宗は奈良・平安を通じて国宝の養成を目指した。

故に国宝とは逆の国賊の貶称を与えていた。

しかし、その一方で聖人は、前回の考察にみられるよう⁽³⁾に、法華經宝塔品の「是名持戒」の文を「受持即持戒」とし、『涅槃經』乘急戒緩の文を「法華經の戒を流通する文」であるとしている。

本稿では、前回の考察をうけて、遺文中の「乘急戒緩」の引文を手がかりとして、末法無戒を背景とした聖人の「戒」及び「持戒」に対する認識について理解を深めていきたい。尚、考察の対象とした遺文は真蹟の現存するもの、また曾て存在したものに限定した。

— 天台大師智顗の『摩訶止觀』における四句分別について

「乘急戒緩」とは、『涅槃經』如來性品に「乘に於て緩なる者を乃ち名づけて緩となす、戒に於て緩なる者を名づけて緩となさず。」⁽⁴⁾との文に基づき、天台大師智顗が『摩訶止觀』においてこの文を「乘急俱急」「乘急戒緩」「戒急乘緩」「事理俱緩」の四句に分別したものの一つで

ある。

天台大師智顗は『摩訶止觀』において次のように示している。

約此乘戒四句分別。一乘戒俱急。二乘急戒緩。三戒急乘緩。四乘戒俱緩。一乘戒俱急者。如前持相。十種清淨事理無瑕。觀念相續。今生即應得道。若未得道此業最強強者先牽必升善處。若律儀戒急則爲欲界人天所牽。若無雜戒急隨禪梵世。二品理乘何乘最急。若三品即中乘急。以人天身值彌勒佛。聞華嚴教利根得道。若上品出假乘急。以人天身值彌勒佛。於華嚴座作鈍根得道。若上中二品入空乘急。以人天身值彌勒佛。聞方等般若等教得三乘等道。若下品入空乘急。以人天身值彌勒佛。聞三藏經得道。得人天身。是持事戒力。見佛得道修乘觀力。事理俱持。諸行中最故不可緩也。二戒緩乘急者。是人德薄垢重煩惱所使。是諸事戒。皆爲羅刹毀食。專守理戒觀行相續。如上覺意六蔽中用心。央掘示爲其相。以事戒緩命終故。墮三惡道受於罪報。於諸乘中何乘最強。強者先牽。若析空乘強以三途身。值彌勒佛聞三藏經。乃可得道。若即空乘急以三途身。值彌勒佛聞般若等得道。若即假乘急以三途身。值彌勒佛聞華嚴及聞餘教。作鈍

根得道。若即中乘急以三途身。值彌勒佛聞華嚴經作利根得道。是故佛說漸頓諸經。龍鬼畜獸悉來會坐。

即是其事。破事戒故受三惡身。持理觀故見佛得道。

大經云。於戒緩者不名爲緩。於乘緩者乃名爲緩。正是此一句也。

三戒急乘緩者。事戒嚴急纖毫不犯。三

種觀心了不開解。以戒急故人天受生。或隨禪梵世。

耽湎定樂。世雖有佛說法度人。而於其等全無利益。

設得值遇不能開解。振丹一國不覺不知。舍衛三億不

聞不見。樂著諸天及生難處不來聽受。是此意也。譬

如繫人。或以財物求諸大力。申延日月冀逢恩赦。在

人天中亦復如是。冀善知識。化導修乘即能得脫。若

於人天不修乘者。果報若盡還墮三途。百千佛出終不得道。四事理俱緩者。如前十種皆犯永墮泥犁。失人

天果報。神明昏塞無得道期。迴轉沈淪不可度脫。行

者當自觀心。事理兩戒何戒緩急。於事三品何品最強。

於理三品何品小弱。自知深淺亦識將來果報善惡。既

自知已亦知他人。將此觀心亦識諸經列衆之意。亦識

如來逗緣大小。故華嚴中。鬼神皆言住不思議解脫法

門者。此是權來引實。令昔修不思議乘急者得道。涅槃列衆亦復如是。若細尋此意。廣歷四教乘戒緩急。

以辯其因。後歷五味以明其果。皆使分明。凡如是等

因果差降。升沈非一。云何難言理戒得道何用事戒耶。幸於人天受道。何意苦入三途。^⑤

一に「乘戒俱急」。乘とは仏法を意味し、戒とは戒律

をさしており、この乗と戒が共に急であるということは、仏の教えを聞法し、戒律をも持つが故に人天の果報を得、仏法を聞き思索して、これを体得する為に修行し、見仏して得道する。

二に「乘急戒緩」。戒を遵守することに懈怠して仏道修行に不熱心なことの故に三惡道に墮してしまが、仏の教えに隨順するが故に見仏し得道する。

三に「戒急乘緩」。戒を遵守することに熱心であるが故に人天に受生するが、仏の法を聞いても領解することなくして得道の期なし。

四に「事理俱緩」。仏の教えを聞くことをせず、また戒を守ることもなく、乘と戒共に緩である故に地獄に墮ち、得道の期なし。

以上が四句分別の文とその大意である。この四句に見ることができるよう、天台大師智顥は戒緩に対しても寛容的であったが、乘緩なることを許さなかった。また『法華文句』には「夫れ諸道の升沈は戒に持毀有るによる。見佛不見佛は乘に緩急有るによる。」^⑥とあることか

らも戒急よりも乘急を重んじていたことが理解できる。

二 日蓮遺文における「乗急戒緩」の文について

天台大師智顥が戒急よりも乘急を重んじたように、天台大師智顥を三国四師の一人に挙げ、天台三大部を遺文中多く引用し、門下と共に月例の天台大師講を営んで敬慕した聖人もまた乘急、すなわち正法である法華經への信仰を第一義とした。

遺文中、聖人が『涅槃經』如来性品の乘急戒緩の文を引用しているのは、『守護國家論』と『大學三郎殿御書』の両書である。

『守護國家論』は『立正安國論』と共に聖人初期の重要な著述である。本書は古来より『立正安國論』の草稿・草案と云われているが、故高木豊先生はその著『鎌倉仏教史研究』の中で、『立正安國論』は続発する災害の原因を法然淨土教の流布に帰して、その抑圧と法華信仰への回帰を主願とした勘文であったのに対し、『守護國家論』は、反淨土教と法華信仰の正当性を示した理論書であって、この法然淨土教への理論的批判に基づいて、『立正安國論』における災害の原因の指摘とその対策があつたのであるとし、この両書は相互補完の関係にある

といえると述べている。また聖人の著述中最も多くの『涅槃經』を引用しているのが、『守護國家論』であることとを指摘している。

『守護國家論』には、

第四明下且閣^{ニサハ}クイテ^ヲ權經^{一就中} 実經^{ニ上者}。問曰^テ証文如何。
答曰^テ有^{二十}証文^一。法華經^{ニク}云但樂^テ受^{二持}大乘經^ヲ典^ヲ乃至不^レ受^ケ余經^{一偈}。是一^{ヲモ}。涅槃經^{ニク}云依^了義經^{ニトラ}不^レ依^了義經^ニ。四十余年^ヲ云^二不^了義經^一。是^一。法華經^{ニク}云此經難^{ハシ}持^{クモツ}若暫^モ持^{クモツ}者我即歡喜^ス。諸^モ仏亦然^{ナリ}如^レ是^ハ之^ノ人^ヲ諸^モ仏所^レ歎^ス是^ハ則^ハ勇猛^{ナリ}是^ハ則^ハ精進^{ナリ}是^ハ名^ト持^レ戒^{スル}行^ニ頭陀^ヲ者^ヲ於^ニ末代^ニ無^ニ四十余年^ヲ持^ニ戒^ス唯^持法華經^{ニク}為^ニ持^レ戒^ト。是^三。涅槃經^{ニク}云於^ニ乘^レ緩^者乃^チ名^為緩^ト。菩薩摩訶薩於^ニ此^ニ大乘^心不^懈慢^一是^名奉戒^ト。為^レ護^ニ正法^ニ以^ニ大乘水^ヲ而自澡浴^ス。是^故菩薩雖^レ現^ニ破戒^ト不^ニ名^為緩^ト是^文流^通法華經戒^ニ文也。是^四。法華經第四云妙法華經乃至皆^是真^實。此文^者多^宝證明^也。是^五。法華經第八普賢菩薩誓^云於^ニ如來滅後^ニ一閻浮提內^ニ廣令^ニ流布^{メテ}使^レ不^断絕^ト。是^六。法華經第七云我滅度後後五百歲中於^ニ閻浮提^ニ無^レ令^ト斷^セ。觀迦如來誓^也。是^七。法華經第四說^ニ多^宝並^ニ十方諸^モ仏來集意趣^ニ云^クカ^シテ

久住^{クセ}故來^{シタマヘリト}至^ニ此[。]是八。法華經第七說下行^{一チテスル}

華經^ヲ者住^{シテ}處上^{云於}如來滅後^ニ應下^{當一心受持讀誦解}

說書寫^{シテ}如說修行上^{所在國土乃至若經卷所住之處}

若於^{ハシモノニ}二園中^{若於}二林中^{若於}二樹下^{若於}僧坊^{若白衣}

舍^{ニテモハシモ}若在^{ハシモ}殿堂^{若山谷曠野}是中皆應^{ニ起レ}塔供養[。]

所以者何。當知是處即是道場[。]諸仏於此得^{ニト}阿耨

多羅三藐三菩提[。]是九。法華經流通涅槃經第九云

我涅槃後正法未滅余八十年爾時是經於閻浮提^当

廣流布[。]是時當下有^ニ諸惡比丘^{抄掠是經}分作^多

分能滅^中正法色香味美[。]是諸惡人雖復說三誦如^レ

是經典減除如來深密要義安^置世間莊嚴文飾無

義之語抄前著後抄後著前前後著中中著前後[。]

當知如^レ是諸惡比丘是魔伴侶[。]乃至譬^{ハシ}如牧牛女

多加^レ水乳[。]諸惡比丘亦復如^レ是。雜以^{ニテシ}世語^ヲ錯

流布^{スルコトヲ}是經[。]所可^キ二分流少^不足言^如下彼

牧牛貧窮女人展転壳乳乃至成^{ニト}乳味^上是

大乘經典大涅槃經亦復如^レ是。展転薄淡無^レ有^ニ氣

味[。]雖無^{シテ}氣味猶勝^{ルコト}余經^是一千倍[。]如^レ彼乳

味於^ニ諸苦味^為中千倍勝上[。]何以故是大乘經典大涅

槃經^{ハテ}於^{シテ}聲聞經^{ノノ}最為上首^{タリト}是十。⁽⁸⁾

とあり、この文は權教を聞いて實教に就くべき証文があるか否かとの問いに対し、十箇の証文を説示する文である。この中の第四の証文には『涅槃經』乘急戒緩の文が引用されており、乘とは教乘、すなわち仏乘（法華經）であり、戒とは戒律、すなわち爾前經に説かれる戒をさす。「乘において緩なる者を名づけて緩とし、戒において緩なる者をば名づけて緩となさず、菩薩大乗において緩せんば是を奉戒と名く」等とあるから、大乘佛教の精神は戒律よりも教乘を重視することがわかる。また戒には乘を兼ねる力は無いが、乘には戒を兼ねる力があることを示している。故に「正法を護持せんが為に大乗の水を以て自ら沐浴す。是故に破戒を現わすとも名けて緩となさず。」としている。

大学三郎は鎌倉在住の大学允と呼ばれた人の子息で能書家であり、安達泰盛とも親交のあつた人物とされている。この大学三郎に宛てた漢文体の書状が『大学三郎殿御書』であり、本書は、外道及び仏教諸宗を簡潔に批判し、とりわけ真言宗が法華經を劣、大日經を勝と立てたとして、空海・円仁を非難し、当世の学匠とよばれる人達が大乘・小乘・權教・實教を弁別できないことを示し、

さらに

設堅持三帰・五戒・十善戒・二百五十戒・五百戒・
十無尽戒等諸戒・比丘・比丘尼等依^{モテ}愚智失^{ミテ}小乘經

謂^ヒ大乘經・權大乘經執^{ヲスル}三寶大乘經一等謬義出來。大

妄語・大殺生・大偷盜等大逆罪者也。愚人^ハ不^レ知^レ之

尊^ム智者^ト。設^{トヒ}世間諸戒破^ル之者^{ヲナリトモ}堅辨^{クヘハ}「大小權實等
經^{ニク}者世間^ノ破戒^ハ仏法^ヲ持戒^也。涅槃經云、於^テ戒緩^{ニナルヲ}
不^二名^ヲ為^テ緩^ト乘緩^ヲ者乃^{ケテ}名^ヲ為^テ緩等云云。法華經云、

是^ヲ名^ニ持戒^ト等云云。⁽⁹⁾ と、たとえその身に三帰戒・十善戒・二百五十戒・五百
戒・十無尽戒等の戒律を堅固に持つ僧尼であつても、仏
法の道理に暗ければ大小權實に迷うこととなり、これら
の者はまさに大妄語・大殺生・大偷盜の大逆罪の罪を犯
していることを指摘し、たとえ世間でいう破戒の者であつ
ても大小權實の区別を弁えるならば、世間の常識的な戒
を守ることに緩急であったとしても、その人は法門・教
義において、よく仏の本意を守ることになると述べてい
る。

すなわち法華經を行じ持つ者ならば世間の戒の持犯は
問わないものであり、法華經受持を以て持戒とすることを
『涅槃經』乗急戒緩及び法華經宝塔品の文をその經証と

して引用し、世間でいうところの破戒の行為があつたと
しても、むしろ持戒であるとしており、ここにおいても
聖人の「持經即持戒」の考えが端的に示されている。

おわりに

文永八年（一二七一）、聖人と門弟は、その言動を極
樂寺忍性や然阿良忠等によつて幕府に訴えられた。訴因
の一として、門弟が武装していたとすることが挙げら
れているが、これに対する聖人は『涅槃經』の「正法を
護持する者は、五戒を受けず、威儀を修せず、刀劍・弓
箭・鉢梨を持ちて持戒清淨の比丘を守護すべし。」⁽¹⁰⁾ 等の
經文に基づき、「法華經守護の為の弓箭兵杖は仏法の定
むる法也。⁽¹¹⁾」と陳弁した。

また駿河の国富士郡熱原で聖人に帰依した人々が彈圧
された熱原法難の時にも聖人は当地の弟子達に代わつて
起草した陳状文の中で、

仙予國王は閻浮第一の持戒の人、慈悲喜捨を具足す
る菩薩の位也。而も又師範也。然りと雖も法華經を
誹謗する婆羅門五百人を刎頭す。其の功德に依りて
妙覺位に登る。有德國王も又初依の菩薩なり。歡喜
仏の末、諸小乘權大乘の者、法華經の行者覺徳比丘

を殺害せんとす。有徳国王、諸小権法師等を或は射

殺し、或は切り殺し、或は打ち殺し、迦葉仏等と為

る。戒日大王・宣宋皇帝・上徳太子等、此の先証を

追ひて、仏法の怨敵を討罰す。此等の大王は皆持戒

の仁、善政の流なり。⁽¹⁾

と『涅槃經』に説かれている、仙予国王が正法護持の為

に、大乗經典を誹謗する婆羅門の命を断つことによって

墮獄を免れて妙覺の位に登り、有徳王が正法を弘通する

覺徳比丘を護る為に破戒の悪比丘と戦い殉死した例を挙

げて、誇法者の断命を述べている。断命とはいうまでも

なく殺生であり、すなわち破戒の行為である。

しかし聖人においては、『涅槃經』乗急戒緩の文の引

用にみられるよう正法＝法華經宝塔品の是名持戒の文と

優先させており、これは法華經宝塔品の是名持戒の文と結びついて持經即持戒の教説へと発展した。

そして、この乗と戒の緩急という宗教的価値判断は、聖人の鎌倉期・佐渡期・身延期を通じてかわらぬものであり、『涅槃經』乗急戒緩と法華經是名持戒の文は、聖人の弘教活動を生涯にわたって支えたのである。

註

(1) 『定遺』一一九三頁

(2) 『定遺』一八四五頁

(3) 摘稿「日蓮遺文における「是名持戒」について」(『日蓮教学研究所紀要』第二六号) 参照

(4) 『正藏』一二卷四〇〇頁c

(5) 『正藏』四六卷三九頁a

(6) 『正藏』三四卷二六頁a

(7) 高木豊著『鎌倉仏教史研究』一二五頁

(8) 『定遺』九五頁

(9) 『定遺』一〇八三頁

(10) 『正藏』一二卷六二三頁b

(11) 『定遺』五〇〇頁

(12) 『定遺』一六八二頁